

県議会議員一般選挙

4月12日

明るい選挙は
住みよい暮らしの第一歩



投票日

投票はわたしたちの意思表示

四月十二日は、任期満了に伴う県議会議員一般選挙の投票日です。わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる機会です。これからの新潟県政を任せる人を選ぶために、冷静に考え悔いのない一票を投じましょう。

棄権のないよう努めて

選挙は、わたしたちの願いを政治に反映させる最大のチャンスです。わたしたちの一票は、暮らしをよくするための貴重な意思表示なのです。四月十二日の投票日には、棄権することのないよう必ず投票しましょう。

村内で投票できる人は、二十歳以上で、住所が三か月以上あり、選挙人名簿に登録されているかたです。村では、選挙がある度に有権者に投票所入場券を発行しています。手違いがあつて入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、所属の投票所に投票できます。事実上は転居して

いるのに、転居の手続きをしていない場合、原則としてあなたが転居届をしないかぎり、前住所で入場券を発行し、その所属投票所以外では投票できません。早めに転居届をするようにしてください。選挙当日、仕事など「やむを得ない事情」で投票所に行けない人は、不在者投票をして棄権のないよう努めましょう。不在者投票ができる期間は、四月三日から四月十一日まで、役場の選挙管理委員会（役場総務課内）で行います。その際は、印鑑をご持参ください。

重度の身体障害者は郵便で投票できます

体が不自由な人のために、郵便で投票できる制度があります。重度の障害があり、投票所に行けない人が、投票用紙に候補者の名前を書いて郵送するという制度です。郵便投票できる人は、選挙権があつて、身体障害者手帳が戦傷病者手帳に書かれている障害の程度が、下の表（障害の等級区分表）のいずれかに該当しているかたです。手帳に書かれていなくても同じ程度の障害があつて、福祉事務所長の証明を受けた人は利用できます。郵便での投票を希望する人は、あらかじめ村選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。その後、投票用紙の請求をしなければなりません。県議会議員選挙の投票用紙請求は、四月八日までです。お早めに手続きをしてください。詳しくは、村選挙管理委員会（☎四二一―内線二〇三）へどうぞ。

障害の等級区分

障害区分	両下肢	体幹	心臓	じん臓	呼吸器
身体障害者	1級または2級		1級または3級		
戦傷病者	特別項症から第2項症まで		特別項症から第3項症まで		



家族そろってご加入を

一日一円の掛金で万が一の対応を

交通事故——私たちの身にいつふりかかってくるかわかりません。万が一の交通事故に備え、昭和六十二年（六十二年四月六日）も家族そろって「交通災害共済」に加入しましょう。

昭和六十一年度は八千九百六十七人（加入率八八・四％）のみなさんが加入され、これまでに三十七件、百六十六万円の見舞金（別表参照）が支払われています。

四月の契約更新期が近づきましたので、今月から六十二年度の加入受け付けを始めます。ぜひ、ご加入ください。

■加入資格：岩室村に住所のある人 ■会費（掛金）：一人年額三百五十円（途中で加入する人も同額） ■共済期間：四月一日から来年三月末まで（途中加入の場合も三月末まで） ■申込み：各区分長さんを通じて、全家庭へ申込み書をお届けします。申込み書には今年一月末現在の世帯員が記載されています。

ので、確認のうえ、加入人数分の会費を添えて切り離さずに（申込書は二連になつています）、区長さんに提出してください。また個人で直接手続きをする方は、次の金融機関へお申し込みください。なお、二月一日以降に転入された方は、世帯員が記載されていない白紙の申込書をお届けしますので加入者の名前等を記入して区長さんか取り扱い金融機関へお申し込みください。

■交通災害共済取り扱い金融機関：第四銀行巻支店、岩室村農協、和納農協、間瀬農協、巻信用組合岩室支店、和納支店

見舞金の支払いは、①歩行中、車にはねられたり、ひかれたりした事故 ②自動車、バイク、電車、自転車、荷物などの運行中の事故 ③いわゆる交通事故で受傷、死亡した場合、国内での事故が対象です。見舞金の請求期限は、交通事故を受けた日から一年以内です。

見舞金支払い状況（61年4月1日～62年2月末まで）

等級	見舞金	件数	支払金額	災害の程度
3等級	15万円	2件	30万円	半日以上の治療期間があり、入院30日以上を含む実治療日数が90日以上のもの
5等級	10万円	1件	10万円	4ヶ月以上の治療期間があり、入院14日以上を含む実治療日数が60日以上のもの
7等級	6万円	8件	48万円	2ヶ月以上の治療期間があり、入院7日以上を含む実治療日数が30日以上のもの
8等級	4万円	13件	52万円	1ヶ月以上の治療期間があり、入院7日以上を含む実治療日数が15日以上のもの
9等級	2万円	13件	26万円	入院通院の実治療日数が7日以上のもの
合 計		37件	166万円	※詳しくは役場商工観光課（☎82-4111）へ

※見舞金の額や対象等級の割合等の程度については、申込書と一緒に届けるチラシをご覧ください。また請求期限は災害を受けた日から1年以内です。対象になる方で未請求の方は早めに商工観光課へご連絡ください。

お確かめください 土地・家の評価格

62年度固定資産課税台帳の縦覧

昭和六十二年の固定資産課税台帳をみなさんにお見せします。この機会にあなたの土地や家屋の価格をお確かめください。償却資産は、申告によって昨年中に異動のあつたものを増減して計算して受けます。▽縦覧期間：三月一日から二十日までの午前八時半～午後五時（土曜日は正午まで、日曜日は休みです）▽縦覧場所：役場税務課▽縦覧できる人：資産の所有者や納税管理人・委任状のある人 ※記載に不服のある人 ご覧になった評価格に不服のある人は、三月三十一日までに固定資産評価審査委員会（税務課内）に審査の申し出ができます。

ご存知ですか？

心身障害者扶養共済制度

心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の保護者が重度障害の状態や死亡したとき、障害者が終身年金（毎月二万円）を受け取る制度です。掛金は保護者の年齢によって、月額千四百円から六千八百円まで、県では生活程度に応じた減免措置を講じています。ただし新規に加入される場合には、岩室村に住所がある六十五歳未満（大正十二年四月二日以後に生まれた人）という年齢制限があります。新規加入希望の人は、役場住民福祉課係（☎四二一―内線一一一）へお申し込みください。